



令和8年 3月13日14時00分  
近畿地方整備局

入札監視委員会の審議概要を取りまとめましたので公表します。

近畿地方整備局入札監視委員会は、第一部会及び第二部会の定例会議をそれぞれ開催しました。

「令和7年度 入札監視委員会 第2回定例会議(第一部会、第二部会)」結果の公表

<開催の概要>

【定例会議】

- ・第一部会 (港湾空港関係事務を除く入札・契約手続に係る事項)  
開催日時: 令和8年2月2日(月) 9:30 ~ 11:30 (別紙1参照)  
開催場所: 大手前合同庁舎 1階 共用会議室1
- ・第二部会 (港湾空港関係事務における入札・契約手続に係る事項)  
開催日時: 令和8年2月5日(木) 13:00 ~ 15:30 (別紙2参照)  
開催場所: 神戸地方合同庁舎 1階 第4共用会議室

定例会議では、令和7年4月1日から令和7年9月30日までに契約した「工事」等の契約に関する入札・契約手続の運用状況等にかかる報告及び委員会が抽出した案件に関する入札・契約の過程並びに契約内容にかかる審議が行われました。

- 入札監視委員会は、入札及び契約の過程、契約内容の透明性を確保するため、平成6年度から設置された学識経験者等で構成される第三者機関です。
- 本内容は、近畿地方整備局のホームページに掲載しております。  
[https://www.kkr.mlit.go.jp/n\\_info/watchdog\\_commission/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/watchdog_commission/index.html)

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ  
神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局

- 【第一部会】 TEL:06-6942-1141 (代表) 9:15~18:00  
主任監査官 上瀧(内線2114) 監査官 廣岡(内線2116)
- 【第二部会】 TEL:078-391-7576 (直通) 8:30~17:15  
総務部契約管理官 寺田(内線6311) 総務部経理調達課長 加藤(内線6310)

## 【定例会議】審議概要 (令和7年度 入札監視委員会 第一部会 第2回)

開催日及び開催場所	令和8年 2月2日(月) 大手前合同庁舎 1階 共用会議室1		
委員 (五十音順) (敬称略)	安部 将規 (アイマン総合法律事務所 弁護士) 神田 彰 (公益社団法人関西経済連合会 理事) 小林 磨美 (立命館大学 教授) 柴田 潤子 (神戸大学大学院 教授) 八木 知己 (京都大学大学院 教授)		
審議対象期間	令和7年4月1日 ~ 令和7年9月30日		
報告事項	① 半期毎の発注状況 ② 指名停止措置の運用状況 ③ 談合情報等の対応状況 ④ 再度入札における一位不動状況 ⑤ 低入札調査対象工事・業務の発生状況 ⑥ 一者応札の発生状況 ⑦ 不調・不落の発生状況 ⑧ 高落札率の発生状況	(備考) ・①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項	(備考)  ・ 審議対象案件は、別紙「審議案件一覧」のとおり		
契約方式			総件数13件
(工事)			
一般競争入札方式 (WTO 対象)			2件
一般競争入札方式 (WTO 対象外)			4件
(業務)			
簡易公募型競争入札方式	5件		
簡易公募型プロポーザル方式	1件		
(役務及び物品)			
企画競争方式	1件		
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答	
	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

## 令和7年度 入札監視委員会 第2回定例会議 抽出工事等一覧

抽出工事対象期間 : 令和7年4月1日～令和7年9月30日  
 抽出年月日 : 令和7年11月26日  
 抽出委員 : 立命館大学 経営学部 教授 小林 磨美 委員  
 抽出資料 : 入札方式別発注工事等一覧表

## 抽出工事件名等

	入札方式	工事名・業務名	工事種別・業務区分・業務分類	契約金額 (千円)	備考
①	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	奥瀬道路(3期)3号橋上部工事	鋼橋上部工事	3,781,800	紀南河川国道事務所
②	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	足羽川ダム水海川分水堰工事	一般土木工事	3,360,687	足羽川ダム工事事務所
③	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	大阪第1地方合同庁舎外1件改修工事	建築工事	547,800	営繕部
④	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	瀬田川洗堰バイパス水路制水ゲート修繕工事	機械設備工事	74,800	琵琶湖河川事務所
⑤	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	名阪国道他交通安全対策工事	アスファルト舗装工事	267,300	奈良国道事務所
⑥	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	京奈和自動車道道路維持工事	維持修繕工事	468,600	和歌山河川国道事務所
⑦	簡易公募型競争入札方式	近畿北部自動車起終点調査業務	土木関係建設コンサルタント業務	113,564	京都国道事務所
⑧	簡易公募型競争入札方式	六甲山系森づくり活動・調査支援業務	土木関係建設コンサルタント業務	83,600	六甲砂防事務所
⑨	簡易公募型プロポーザル方式	淀川左岸線延伸部事業促進業務	土木関係建設コンサルタント業務	180,961	浪速国道事務所
⑩	企画競争方式	紀の川ダム統合管理事務所管内ゲート設備他点検整備業務	役務	65,780	紀の川ダム統合管理事務所

## 令和7年度 入札監視委員会 第1回定例会議 抽出工事等一覧

抽出工事対象期間 : 令和6年10月1日～令和7年3月31日  
抽出年月日 : 令和7年6月10日  
抽出委員 : 神戸大学大学院 法学研究科 教授 柴田 潤子 委員  
抽出資料 : 入札方式別発注工事等一覧表

## 抽出工事件名等

	入札方式	工事名・業務名	工事種別・業務区分・業務分類	契約金額 (千円)	備考
⑦	簡易公募型競争入札方式	亀の瀬地区地すべり観測とりまとめ他業務	地質調査業務	48,169	大和川河川事務所
⑧	簡易公募型競争入札方式	天ヶ瀬ダム水辺調査(ダム湖環境基図)他業務	土木関係建設コンサルタント業務	34,914	淀川ダム統合管理事務所
⑨	簡易公募型競争入札方式	アウトドア・ベースエリア官民連携事業公募資料作成他業務	土木関係建設コンサルタント業務	26,191	国営明石海峡公園事務所

近畿地方整備局 入札監視委員会（令和7年度第一部会第2回定例会議）審議概要

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>① 半期毎の発注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に質問なし。</li> </ul> <p>② 指名停止措置の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に質問なし。</li> </ul> <p>③ 談合情報等の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に質問なし。</li> </ul> <p>④ 再度入札における一位不動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に質問なし。</li> </ul> <p>⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事・業務の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に質問なし。</li> </ul> <p>⑥ 一者応札の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に質問なし。</li> </ul> <p>⑦ 不調・不落の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に質問なし。</li> </ul> <p>⑧ 高落札率の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に質問なし。</li> <li>・ 報告については了承とする。</li> </ul> <p>2. 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 抽出案件結果報告</li> <li>■ 抽出案件説明及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象) (奥瀬道路（3期）3号橋上部工事)</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価点について、技術提案に係る項目で差があるが、これはどのような差なのか。</li> <li>・ 本件は了承とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札した者は、他の者にはない技術提案をしている。かなり独自の提案があり、高評価となっている。</li> </ul>

● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象)

(足羽川ダム水海川分水堰工事)

施工体制評価点がほとんど30点になっているが、これは、30点以下であれば問題があるというような、足切りになっているのか。

技術提案に係る項目に差がある。この差は指定テーマ1がどのように影響しているのか、どのようなところで差がついているのか。

本件は了承とする。

● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(大阪第1地方合同庁舎外1件改修工事)

競争参加資格要件を満たす対象者が92者有る中で、応札者が1者となった理由について、どのように推測しているか。

1回目は予定超過で2回目で決まっているが、予定価格の積算は難しいのか。

2箇所工事となっており、これを区分毎に順番に工事を分けて発注すると参加しやすいということはないのか。

本件は了承とする。

● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(瀬田川洗堰バイパス水路制水ゲート修繕工事)

その額を下回ると品質に関して不安があるという調査基準価格を設けていて、その価格を上回って、基本的な施工体制が確保されているので30点が付与されている。

ダムの工事でありマスコンクリートを築造する工事であるため、指定テーマ1, 2ともに、コンクリートの品質確保に係る提案が多くあった。

結果的にコンクリートに係る提案で似通った提案が多かったのだが、同じ趣旨の提案でも、重要度と確実性で評価しており、その観点から差がついた。

1. の工事は、各者の技術提案内容がバラエティーに富んでいたが、本工事はコンクリートの品質確保の提案の重要度と確実性の観点で差がついた。

慢性的な技術者不足が考えられる。今回の工事の内容である内装改修工事は不確定要素があるもので、これが、参加者が少なかった理由ではと考えられる。

建築工事は多岐にわたっていて、メーカーとの見積もり聴取も多岐にわたっており、予定価格を合わせていくのが難しいのではないかと考える。

業界から話しを聞くと、予定価格が小さくなると、利益が少なくなることがあり、そのため、分けての発注は難しいと考えている。

<ul style="list-style-type: none"> <li>今回1者の応札で技術評価点の加算点が18.5点で、他と比較できないところであるが、この点数で技術的に問題はないと見ているのか。</li> <li>1者しか応札者がいなかったのは何故か。今回の工事はサイドローラ交換と照明など違うものが内容になっているが、分割すればもう少し増えるとかあったのではないか。</li> <li>入札説明書をダウンロードした者が9者、応札は1者。ここは何かあるのか。</li> <li>本件は了承とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事はサイドローラ交換などを行うもので、難易度が高くない。</li> <li>最低限の工事の参加に求める要件は参加資格の方で確認しているので、品質的には問題がないと考えて評価している。</li> <li>ゲート設備工事に応札してくる業者というのは、最初に製作した業者が、ノウハウもあって応札してくることがある。では、新しい業者が応札できるかという、製作していないと構造上わからないところがあり、修理工事を行い失敗すると責任問題にもなるので、応札しづらく、結果的に1者になったと考えられる。</li> <li>ダウンロードした者で5者が同種工事の実績がある業者で、4者がコンサルタントで情報収集されたのかと考える。今回の応札業者は点検業務で参加していて、設備を熟知していたため、製作者ではないが応札できたのではと考えられる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (名阪国道他交通安全対策工事)</li> <li>技術評価で企業の施工能力のところは人員の確保ができているということか。無効の会社は確保できなかったということか。</li> <li>企業の施工能力等の点数差はどのようになっているのか。</li> <li>本件は了承とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無効となっているのは、入札価格が調査基準価格未満で、施工体制確認の資料提出を辞退した者であり、技術者の確保の観点からではないと認識している。</li> <li>各者のこれまでの受注実績や点数などが反映されている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (京奈和自動車道道路維持工事)</li> <li>本入札が1者であった理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の維持工事の特性として、24時間365日、1日3回の巡回をして、異常があれば、その都度対応するほか、大雨大雪や事故が発生した場合に緊急的に現場に行くことになり、その体制確保が求められるものになる。</li> <li>参加要件として、国が発注したものだけでなく、地方公共団体やNEXCOの施工実績を認めることとして、通常の道路維持工事であれば巡回でも認めるということにしている。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札された者は、談合で摘発された者のようであるが、維持工事は地域要件が重要なところではあるが、これを広げるなど工夫されていることはあるか。</li>   <li>・ 継続性を考えると、もう少し、契約期間を長くするなどはないか。長期の方が安定するし、毎回心配することもないのではないか。</li>   <li>・ 5回目の契約ということであるが、落札者は変わっているのか。</li>   <li>・ 本件は了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 7. 簡易公募型競争入札方式 (近畿北部自動車起終点調査業務)</li> </ul> </li>   <li>・ 入札金額が調査基準価格と同額となっているが、積算金額は推測できるのか。</li>   <li>・ 本件は了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 8. 簡易公募型競争入札方式 (六甲山系森づくり活動・調査支援業務)</li> </ul> </li>   <li>・ 本業務は過去から継続的に行っている業務か。</li> </ul>	<p>体制の確保、工事の性質上、一般の企業がやりやすいかというとうと、そうではないという性質があるのかなと思われる。</p> <p>こういった維持工事の1者入札の状況は全国的な課題になっている。維持工事を受注すれば技術評価の加点の要素とするなど工夫しているが、担い手確保が課題の建設業において、更に利益の上がりにくい24時間365日の体制が必要な維持作業に、なかなか応札者が少ない。今後も工夫を重ねていきたいと考えている。</p> <p>地域要件であるが、緊急時に直ぐにかけつけることができるように、事務所の近くに拠点を有していただくことは、工事の実施実現可能性を考えて、今後も必要であると考えている。京奈和自動車道以外の道路維持工事に関して地域の業者が受注しているところもあり、参加要件に関して、今後地域の業者と意見交換を行いながら、改善に取り組んでいきたいと思う。</p> <p>指摘のとおり、維持工事は継続的な体制の確保ということで、コスト面でも長期契約の方が有利である。</p> <p>平成21年から複数年契約で発注することを行っている。京奈和自動車道は平成29年3月に和歌山県内全線開通して以来、維持工事としては5回目で、当初は2年間であったものを現在は3年間にしている。法令上の制約や、更に長い期間にした方が良いのかも含めて、引き続き検討していきたい。</p> <p>結果として、すべて同じ者が落札している。</p> <p>本業務は特殊な業務で参加意思を示された業者から見積もりを聴取していて、これは参考見積もりとして示して、入札していただいているので、推測しやすかったと思われる。</p> <p>過去から継続的に行っている業務である。</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の落札者は、本業務の落札者と同じか。</li> <li>・ 入札説明書ダウンロード者は28者あるが、結果的に応札者は1者であった。何か工夫できることはないのか。</li> <li>・ 団体活動の審査もこの業務で行っているのか。</li> <li>・ 業務内容に報告書作成と記載があるが、報告書は公開されているものか。</li> <li>・ 本件は了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 9. 簡易公募型プロポーザル方式 (淀川左岸線延伸部事業促進業務)</li> </ul> </li> <li>・ 応札金額が予定価格と同額であるが、これは何故か。</li> <li>・ 1者しか応募がなかったが、応募者が増えるように工夫できることはないのか。手続き期間が短いようにも見えるが、このあたりも改善できないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じ者が落札している。</li> <li>・ 六甲山系では、市民団体の森の世話人という制度があり、現在44団体登録をいただいている。その団体には災害に強い森づくり活動をしていただいております、それを支援するのが本業務の目的となっている。 各団体の活動状況、活動の実施条件、これらを十分把握したうえで支援を行っていくというのが重要な部分であり、過去に経験が無い者にとっては、少し不確実な部分があり、結果的に1者になってしまったのではと考えている。 過去には厳しめに分野を限って参加要件を設定していた時もあったが、現在は分野の限定なく、住民参加の業務全般に広げているが、1者になっている状況である。</li> <li>・ 団体の審査は事務所で、活動計画等の提出を求め、これを審査して、制度にふさわしいと思われる団体を登録している状況。 現在、総合評価1：2型で技術提案を求めているものの、総合評価1：1の実施方針のみを求めることとし、ハードルを下げることを検討しているが、最低限評価テーマを設定しないと、品質の向上が期待できないので、まだ、決まっていない状況。</li> <li>・ 報告書は納品という形で成果品となり、各団体の活動はHPで公開している。</li> <li>・ 公告の段階で見積もり参考資料を配付しているため、予定価格が推測しやすい。</li> <li>・ スケジュールはガイドラインに基づいた一般的なものになっている。 公告の要件で、本省のガイドラインに基づき、本業務を受注したものは淀川左岸部延伸部の他の発注案件（工事・業務）の受注者になることができないとしており、そのため参加者</li> </ul>
--	--

が少なかった可能性が考えられる。

この点について、業務の部分はずして、発注案件のうち「工事」の受注業者になることができないという緩和が検討されている状況。今後の発注においては、こうした動向を見ながら検討していきたい。

- ・ 本件は了承とする。

● 10. 簡易公募型プロポーザル方式

(紀の川ダム統合管理事務所管内ゲート設備他点検整備業務)

1者だけの応札となっており、また、過去にも点検業務を受注されているが、他社が参加できるように工夫していることはあるか。

1者応札となっているのは、複数の機械設備それぞれ構造的な違いがあり、熟知していない者は業務品質の観点で受注が難しいと判断されているのではと考える。

工夫している点は、2つのダムを1つの業務で発注することにより、発注規模を大きくしている。今年は結果的に1者であったが、過年度においては複数者応募があったので、今後も1者が続くようであれば対応を検討していく。ダムという重要施設であるので、同種要件の緩和は難しいと思っている。機械設備は点検だけでなく、新設でも応札者が少ない。令和6年度1年間の全工事の平均応札者は9者、機械設備に限ると2.7者になっている。担い手確保を行わないと、この状況は緩和されないため、全国的な課題であると認識している。今後、ご意見も参考にして考えていきたいと考えている。

落札された業者は新設した業者か。

ゲートを新設した業者から事業承継を受けている者である。

新規に参入したいが、実績が少ない者の場合、技術評価点でこの点数以下では受注できないというようなものはあるのか。

企画競争の中で技術提案を求めており、その中の的確性とか実現性とか提案に具体性があるかなどを評価するので、複数あれば有利な点数になる場合もあり、総合的に点数で差がつくことも考えられるが、この点数以下では受注できないということはない。

1者であっても、評価点数が低いと受注出来ないということはあるのか。

評価が低くても受注は可能である。参加資格のところと同種実績を求めているので、点検作業を行える者が参加している

条件を厳しくして、クリアできるもので入札をするということとはできないか。実質的にインフラ管理を1者に頼らなければ

点検作業はチェックシートを用いて確実に実施されており、履行状況を監督職員が立会等でチェックしているので問題

ばならないときに、品質の確保をどのようにするか心配である。

本件は了承とする。

● 11. 簡易公募型競争入札方式  
(亀の瀬地区地すべり観測とりまとめ業務)

2者が調査基準価格以下であったが、こういったことは起こりうるのか。

本件は了承とする。

● 12. 簡易公募型競争入札方式  
(天ヶ瀬ダム水辺調査(ダム湖環境基図)他業務)

4者が同じ金額で落札率が80%ほどという結果になったことについて、発注者として推測されることを教えてほしい。

業務がマニュアルに基づいて行われ、業務は統一化されていて、競争するところがないことが想定される。そうになると、技術でも価格でも競争にならないのではと思われるがどうか。

本件は了承とする。

● 13. 簡易公募型競争入札方式  
(アウトドア・ベースエリア官民連携事業公募資料作成他業務)

技術評価点で差がついている。特に実施方針で差が大きいのが、どのようなことで差がついているのか。  
予定技術者の経験及び能力でも差がついているが、こちらも、どのようなことで差がついているのか。

本件は了承とする。

ない。

3者のうち2者が調査基準価格以下であった。そのうち1者は大幅に乖離しており、違算したと考えられる。もともと、見積もりを提出してもらい、その結果を基に参考見積もりを示しているので予定価格は推測できるものである。

予定価格は見積もりを提出してもらい、その結果を基に参考見積もりを示しているので、ある程度は推測できるものである。

実施方針を提出してもらい確認している。そうすると実施体制や同種実績で差がでてくる。マニュアル化されていても、場所や環境も違うので、実施体制を確認することで品質を確保するという考えである。

実施方針は工程表の考え方で差がついている。予定技術者の経験及び能力は会計士を配置することや表彰実績があったことで差がついている。

・ 審議事項についてはすべて了承とし、審議については終了とする。

開催日及び場所	令和8年2月5日（木） （本局：神戸地方合同庁舎 1階 第4共用会議室）		
委員	大石 哲（神戸大学 都市安全研究センター 教授） 西上 治（神戸大学大学院 教授 第二部会長） 本岡 正則（本岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士） （五十音順）		
審議対象期間	令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日		
報告事項	①指名停止措置の運用状況報告 ②談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ③再度入札における一位不動状況報告 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑤一者応札の発生状況報告 ⑥不調・不落の発生状況報告 ⑦高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑦について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項	総件数	（備考）	
① 抽出案件	7件	[抽出件名]	
<工事> 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・堺泉北港汐見沖地区岸壁(-12m)上部工等工事(第2工区)	
一般競争入札方式 （WTO対象外）	1件	・神戸港航路附带施設被覆工事(第6工区)	
一般競争入札方式 （WTO対象外）	1件	・舞鶴港和田地区道路(上安久線)A2-A3 上部工事	
<業務> 簡易公募型競争入札方式	1件	・耐震強化施設地震応答解析業務	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・複合一貫輸送ターミナル施工計画検討業務	
簡易公募型競争入札方式	1件	・和歌山下津港海岸(海南地区)施工環境調査	

<物品役務> 一般競争入札方式	1 件	・ 車両管理業務
--------------------	-----	----------

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見・質 問	回 答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象） 「堺泉北港汐見沖地区岸壁(-12m)上部工等工事 （第2工区）」</p> <p>・ A 者の技術提案（テーマ A）が他の業者と比べて高く評価されているが、どのような点を評価したのか。</p> <p>・ 他者は同様の提案をしていないのか。もしくは、A 者のみ特筆すべき提案をしていたのか。</p> <p>・ 低入札価格調査を行ったところ B 者が辞退したのは、どういった理由か。</p>	<p>・ 品質を長く保持できるような提案をした業者を高く評価するといった考えから評価した。コンクリートの打設の際の型枠の工夫やコンクリートの充填性について提案していたため高く評価した。</p> <p>・ 他者においても良い提案はあったが、その中でも A 者は、最新の ICT 技術を駆使した管理方法の提案をされており、全体的に優れた提案であったため高く評価した。</p> <p>・ 入札価格が調査基準価格を 35 万とわずかに下回り低入札となってしまう、調査を受けながら施工していくかどうかについて検討した結果、辞退に至ったのでは考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="215 324 782 398"><b>2. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外）</b> <b>「神戸港航路附帯施設被覆工事(第6工区)」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="215 459 782 571">・参加資格要件についてB又はA等級（中小）とA等級を中小企業に絞っているのはどういった趣旨があるのか。</li> <li data-bbox="215 716 782 795">・配置予定技術者の能力について、2点と10.5点ではどれくらいの経験年数差があるのか。</li> <li data-bbox="215 940 782 1019">・神戸港において航路を切り替える必要ができた経緯は。</li> <li data-bbox="215 1288 782 1411">・一般論として、過去の工事成績を評価していくとすると、新規参入しにくいのではないかと考えられるが、新規参入できるような工夫はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="813 459 1380 660">・本来はB等級に該当する工事であるが、B等級のみだと競争性が担保されない恐れがあり、周辺の工事の入札状況も踏まえてA等級にも拡大した。ただし、A等級全体だと広げすぎとなるため、A等級は中小企業に限定した。</li> <li data-bbox="813 716 1380 884">・経験年数差というよりはむしろ過去に経験した工事成績の評価で差がついている。また、資格を評価する部分では結果的に差がつかず、工事成績において差がついた。</li> <li data-bbox="813 940 1380 1232">・大阪湾岸道路西伸部の事業において、船の通り道である航路に橋脚を立てる必要があり、航路と橋脚の施工位置が重なってしまうため航路を振り替えることが必要となった。そのためには浅い場所を掘らなければならない、掘った土砂を投入するための土砂処分場を造成する護岸にブロックが必要であるため、本工事の施工が必要となっている。</li> <li data-bbox="813 1288 1380 1489">・一般論として、ご指摘の観点は否定できない部分があると考えている。一方で、今回の工事では採用されていないが、若手技術者を登用することで加点を行い、実績を積んでもらう制度もあり、全体的なバランスをとっている。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p data-bbox="213 327 782 443"><b>3. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「舞鶴港和田地区道路(上安久線)A2-A3 上部工事」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="213 501 782 618">・企業の能力等の評価における ICT 活用工事の実施の項目について、C 者は具体的にはどのような記載があったのか。</li> <li data-bbox="213 676 782 748">・自動化施工といったものではなく、施工検査に CAD と測量を用いるというイメージか。</li> <li data-bbox="213 851 782 967">・ICT を用いることによる品質の向上と、それに価格を考慮して算出された評価値が妥当であるのかを検討するプロセスはあるのか。</li> <li data-bbox="213 1290 782 1361">・評価値 1 点が 120 万円の価値に相当することの妥当性は検証しているのか。</li> <li data-bbox="213 1594 782 1666">・地方ではなく、更に上のレベルで検討しているということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="812 501 1380 573">・ICT 構造物工の橋梁上部工について ICT 活用工事を実施する記載があった。</li> <li data-bbox="812 676 1380 792">・そのとおり。もともと BIM/SIM で設計を行っており、三次元データを用いた検査・測量に関して ICT を活用するものである。</li> <li data-bbox="812 851 1380 1191">・評価値は、技術評価点を入札価格で割った数値を 1 億倍して算出する。本件では評価値 1 点あたりに換算すると 120 万円の金銭的価値があることとなる。D 者と C 者の評価値には 1.5 点の差があるため、D 者が C 者より 180 万円程度以上低い金額で入札すると、入札結果が覆ることとなる。ただし、調査基準価格未満の入札になるため、低入札調査を受けることとなる。</li> <li data-bbox="812 1290 1380 1541">・評価値 1 点あたりの金額に関しての妥当性といった概念はない。総合評価落札方式では評価点と価格点の比で評価する仕組みが全国的に採用されており、評価値 1 点あたりの金銭的価値の妥当性について地方支分部局のレベルでは議論できていない。</li> <li data-bbox="812 1594 1380 1888">・各業者の入札額に関しては、個々の業者の検討結果であり、当局がその是非を検討することはない。本件工事では特に ICT 活用施工を実施することを重視して評価点に反映させており、そういったことも含め、我々としては業界団体からの意見も取り入れながら試行錯誤を繰り返しつつ、より良い制度となるよう努めているところである。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>4. 簡易公募型競争入札方式</b>  <b>「耐震強化施設地震応答解析業務」</b></p> <p>・実施方針の点数について、E者が高くなっているが、どのような点を評価したのか。</p> <p>・F者とG者の入札価格が調査基準価格と一致しているが、これほど精度高く入札することは可能なものなのか。</p> <p>・E者の特殊構造に関する可否判断が適正だったということだが、地震後の閾値決定の方法が優れていたという考えでよいか。</p> <p>・E者だけ特異な技術力を有していたのか。</p>	<p>・特殊性の高い構造物の安定性照査にかかる可否判断という本業務の特性を理解している点が高評価となった要因の一つとして挙げられる。加えて、工程表に記載の照査内容やタイミングについても業務手順との整合性が図れているという点から高く評価している。</p> <p>・本件は基準どおりの積算により予定価格が算出されているので、入札者側でも調査基準価格を算出し、それと同額で入札することも可能だと思われる。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・過去に同様の業務を受注していたためその経験により高い技術力を保有していたと考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p><b>5. 簡易公募型プロポーザル方式</b>  <b>「複合一貫輸送ターミナル施工計画検討業務」</b></p> <p>・許可テーマ1, 2について各社具体的にどのような点を評価したのか。また受注者であるH者については、どのような点を高く評価したのか。</p>	<p>・実際の施工方法の妥当性について評価している。具体的には、現場実施条件として当該箇所が栈橋式で過去に杭が打設されている点、また、頻繁にフェリーが往来するといった現場状況を考慮しているかといった点を評価している。また、事業評価の検討の面では、実際にどのような貨物で事業評価をしていくのかといった大阪港の特性を踏まえているかどうかを評価している。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価テーマにおいて、技術的な点や事業効果の点でどの程度現状を正確に認識しているのかが評価に関わってくるのか。</li> <li>・本件は施工計画と費用対効果という点をテーマとしており、前者は港湾土木、後者は運輸の知識が必要だと考えられるが、この場合専門技術者は複数名必要なのか。</li> <li>・施工計画及び費用対効果の検討という本業務の内容に対する、業務料 2,000 万円程度の妥当性について教えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を正しく理解していないと新たな提案も曖昧なものになってしまうため、現状の理解は評価をするうえで重要な点であると考えている。</li> <li>・管理技術者としては 1 名配置している。そのうえで、業務実施体制にかかる提案の中でそれぞれの専門技術者を配置していただいている。</li> <li>・当局側において、土木的な検討及び、事業評価にかかる概算額を算出している。各方面にヒアリングをしていくなかで相当程度の人工が必要であると判断したため、2,200 万円程度という業務料の目安を設定している。その範囲内で最大の効果を出せるような提案をしてもらっている。</li> </ul>
---	---

意見・質問	回答
<p><b>6. 簡易公募型競争入札方式</b>  <b>「和歌山下津港海岸(海南地区)施工環境調査」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格に準ずる価格は調査基準価格とは異なるものであるのか。</li> <li>・調査基準価格に準ずる価格とはいくらであるか。</li> <li>・業者側は調査基準価格に準ずる価格について精度高く算定できるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格は予定価格が 1,000 万円以上の場合に設定するものであり、予定価格が 1,000 万円未満の場合は調査基準価格に準ずる価格としている。</li> <li>・421 万円であり、I 者の入札価格と一致している。</li> <li>・水質調査には積算基準があり、また積算基準がない部分についても見積もり、結果を競争参加資格を有する者へ通知しているため、予定価格はある程度正確に算出できると考えられる。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>7. 一般競争入札方式</b>  <b>「車両管理業務」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の管理・運転や消耗品の購入、保険料、整備点検等様々なものが業務の範囲内となっているが、すべて落札者の負担となっているのか。</li> <li>・運転とはどの程度の使用のことを指しているのか。</li> <li>・なぜこれほど入札価格が安いのか。</li> <li>・移動の度にタクシーを利用するよりも費用が安く抑えられ、また利便性も高いため本業務を発注しているという理解でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の範囲に記載のあるものはすべて業務内容としている。予定価格は1カ月分の運行にかかる費用として算出しており、走行距離を1,950キロと設定し、それにかかるガソリン代や1年間の車両2台分の保険料等も含め予定価格に反映している。</li> <li>・工事監督や出張等、日々の職員の移動での運行を指している。</li> <li>・地元での雇用や、他契約もあわせた大口での保険契約・ガソリン購入契約で価格を抑えていると受注者からは伺っている。</li> <li>・移動距離も長いため車両管理業務を発注する方がタクシーを利用するより安価になる。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>【報告事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一社応札の発生状況について、例年と比較して件数はどうなのか。また、高落札率の案件が数件あるが、例年と比較してどうなのか。</li> <li>・不落が該当なしとなっているが、予定価格の設定等で工夫している点はあるのか。</li> <li>・指名停止等における該当事項について、指名停止をするための基準が列挙されているものがあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・件数としてはいずれも例年並みである。</li> <li>・発注前に関係者と施工上の課題について確認を行い、一定程度解決策を見出すようにしている。また、積算基準によらない非標準的な施工部分に関して競争参加者から歩掛見積を徴取し、結果を参加者に対して明示するようしており、参加者もそれを考慮して入札額の積算を行うため、不落件数が減少傾向にあるのではないかと考えている。高落札率となっている案件や、調査基準価格に近接した入札が発生しているのも、当局が条件や積算の考え方を明示しており参加者側が予定価格や調査基準価格を類推できているためと考えられる。</li> <li>・どういった場合に指名停止に該当するかについては基準を設けて分類している。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>8. 全体を通して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	